

提　言　書

滋賀県市長会

滋市第1221号
平成25年11月12日

滋賀県知事
嘉田由紀子様

滋賀県市長会
会長富士谷英



滋賀県の治水政策の課題について(提言)

現在、滋賀県流域治水の推進に関する条例案が県議会に提案され、継続審議となっています。

本会では、これまで条例案及びその関連課題について調査検討を重ねてきました。その間、条例案の審議と合わせて、あるいはそれに先立って検討されるべき治水上の課題についても議論し、9月24日付けの報告でも、上下流問題、洗堰操作、丹生ダム検証などについて付言したところです。

条例案が継続審議となつたなかで、滋賀県の治水政策について下記のとおり提言します。

記

1. 丹生ダム建設事業検証の早期完了と県の主体的役割の発揮

丹生ダム建設事業の遅れにより、地元の負担、不安、不信が募っている。これは、過去の地元の事業への協力が生かされず、河川整備など治水対策が大幅に遅延し、見通しも依然として不透明であることによる。

検証は、国により関係府県市を交えて行われているが、長期間を要しているとともに、検証手法が当事者及び市民からは分かりにくい。また、滋賀県と下流府県市との間では利害及び緊迫感に大きな差が存在する。

このようななかで、検証の早期完了に関して、検証に至った経緯からして、県が実質的に主要な役割を果たすべきと考えられる。県の立場及び方針を速やかに明らかにし、課題解決に主体的な役割を果たしていただきたい。

2. 丹生ダム検証結果に対する県の適切な対応

検証結果から予想される影響は大きく、地元の治水対策にとどまらず、滋賀県全体の治水対策に大きな影響が生じる。

検証のなかでダムの代替として河川改修案も検討されているが、仮にそうなった場合には、姉川・高時川の治水対策の主体が現行制度上は県となり、安全度もダムの場合の1/100から1/40となる。それに伴って、県の財政負担が増加する恐れもあり、ひいては、多くの課題を抱えている県内の他の河川整備の進捗を一層遅らせるなど、全県的な影響も懸念されることから、県はなお一層河川整備を促進されたい。

あわせて、移転、用地協力等を行った地元への説明と理解を得ることは不可欠である。また、最終的に利水から撤退する下流府県市のなんらかの責任、また負担の可能性についても明確にすることが必要である。

3. 台風18号と瀬田川洗堰操作及び全閉問題

本年9月の台風18号の豪雨により、瀬田川洗堰が41年ぶりに全閉される事態となった。湖岸の浸水及び流入河川の水位上昇等への影響の検証と解消に向けての検討が改めて必要となった。

(1) 洗堰の機能と上下流の受益と負担を前提とした取組み

洗堰の築造と改築により瀬田川の流下能力が向上してきた。このことにより、基本的には琵琶湖流域の治水安全度は向上したが、下流域の利水と洪水防止対策のため放流制限され、通常の自然河川に比べても治水リスクを抱えることとなっている。特に、全閉操作時には、瀬田側の流下能力の面では明治38年の築造時以前よりも悪くなる。ただし、湖岸堤の築造や河川改修により全体的な安全度は増しており、今後は、湖岸堤等による安全度を前提として、瀬田川より下流の流下能力の向上に展望を持って取組むべきである。

(2) 洗堰の機能と上下流の利害相反の位置づけ

平常時であれば上下流の受益は共存可能であるが、洪水時及び異常渴水時においては、利害が大きく相反する。自然の地形的要因に加えて、下流域の開発が先行した歴史的経緯により解決の制約要件が高まっている。たとえば、戦前の巨椋池の干拓などによる下流の遊水機能の低下・喪失などがあげられる。これは、いわば、「脱自然ダム」の歴史であり、これをダムあるいは河川改修で補うのか、将来的にどの程度まで受容するのかの見通しを明らかにする必要がある。

(3) 洗堰操作及び全閉解消と琵琶湖流域の治水安全度の向上

洗堰の操作は瀬田川洗堰操作規則（平成4年3月制定）に基づいて行われている。台風18号時の水位は、基準水位-30cmであったが、琵琶湖への流入量が急増し、洗堰全閉操作の影響もあって、基準水位+77cmまでに至った。全閉の影響は数cmとされており、仮に全開であったとしても約10cmの低下と考えられている。今回、洗堰全閉後も洗堰より下流に位地する天ヶ瀬ダムへの流入は増加しているが、主に大戸川からのものである。仮に大戸川ダムがあればこれを抑制でき、洗堰全閉の効果を高めたものと考えられる。この効果は、大戸川の河川改修では期待できないものである。

いずれにしても、全閉解消はもちろん、洗堰操作の見直しや将来の河川整備を展望して、治水安全度の向上に取り組むべきである。

(4) 洗堰操作の見直しによる治水安全度の向上

淀川水系河川整備計画（平成21年3月31日）に記載されている、琵琶湖水位を下げるための施設整備の速やかな実施を求めるとともに、より安全度を高めるための中長期的展望も明らかにしていく必要がある。その前提として、まずは、大戸川ダムに関する滋賀県の考え方を明確にした上で、同ダムの検証の速やかな完了を求めていく必要がある。

瀬田川洗堰操作規則では、9～10月の洪水期の水位は基準水位-30cmとなっているが、これは基本的には下流の水需要を前提に設定されている。大戸川ダム、丹生ダムに関して下流府県からは、既に、利水需要はないとの見解が出されており、滋賀県も共同声明等で確認している。今後、琵琶湖からの利水も含め再精査することにより、非洪水期も含め、琵琶湖水位を下げることによる、琵琶湖及び流入河川の治水安全度を上げる検討も必要である。

その際には、当然、漁業、舟運、生態系への影響及び琵琶湖総合開発事業における費用負担等を検討要因に入れなければならない。なお、滋賀県知事は、従来から、浸水による農業補償なども前提にしつつ、魚の産卵など環境に配慮して洪水期の水位を現行基準よりも上げることを主張してきており、まずは政策方針の整合性も検証されなければならない。